

# 「本人通知制度」に登録しましょう！

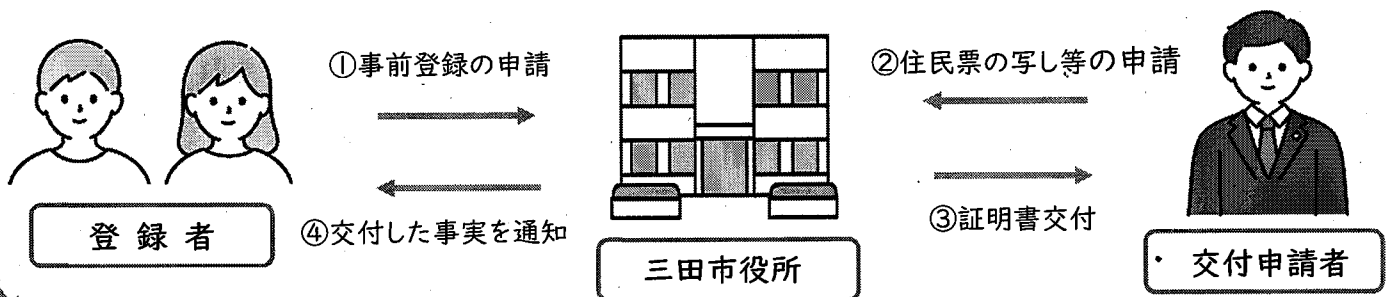
住民票の写しなどの不正請求を抑止し、身元調査や個人情報の不正取得による人権侵害を防止する効果があります。  
制度の意義をご理解いただき、人権尊重のまちづくりを推進していくために、みなさんの登録をお願いします。

## 本人通知制度とは

本人通知制度は、結婚相手の身元調査などに住民票の写しや戸籍謄本などが不正取得される事件を受け、住民票の写しや戸籍謄本等の証明書を代理人や第三者に交付した場合に、「証明書を交付した」ということを郵送で本人にお知らせ（通知）する制度です。

（注意）・不正取得のお知らせではありません。

- ・住民票の写し等の交付そのものを止めるものではありません。
- ・住民票の写し等の交付の可否を事前登録者に通知する制度ではありません。

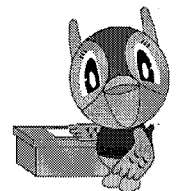


## 登録手続き

この制度の利用を希望される人は、事前に登録が必要です。

### ■どんな人が登録できるの？

三田市に住民登録や本籍のある人（過去にあった人も含みます）



### ■登録期限はあるの？

無期限です。住所変更や婚姻などにより戸籍の変更がある場合は、変更の申出が必要です。

### ■どうすれば登録できるの？

マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、市役所1階市民課にお越しくください。オンラインや郵送、代理人による申出も可能です。

## 通知される内容

### ■本人通知の対象となる証明書

- ①住民票 ・住民票の写し(除かれた住民票を含む)  
・住民票記載事項証明書
- ②戸籍等 ・戸籍謄(抄)本(除かれた戸籍謄(抄)本を含む)  
・戸籍の附票の写し(除かれた戸籍の附票を含む)

**⚠** コンビニ交付による証明書の発行は、本人通知の対象となりません。

### ■本人に通知される内容

- ①交付年月日 ②交付した証明書の種別 ③通数 ④交付請求者の種別  
(代理人、第三者(個人・法人・八業士))

●八業士は、種別(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等)も表示します。

●第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。申請資格のない人に、住民票などを交付することはありません。

### ■その他

- ・個人情報の保護に関する法律に基づき、本人通知書には交付請求者の氏名や住所等を通知することはできません。
- ・代理人や第三者に証明書を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律に基づき開示請求することもできます。ただし、開示される情報は制限されることがあります。

## お問い合わせ先

三田市役所 市民課 証明登録係(1階3番窓口)

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

電話 079-559-5068(直通) FAX 079-560-2101

詳しくはHPをご覧ください

